

船橋市小規模保育事業A型 設置運営事業者募集要項 (令和8年度整備)

令和9年4月開設に向けた小規模保育事業A型整備事業
(賃貸物件または自己所有物件の内装改修等によるもの)

令和8年5月実施

船橋市健康福祉局地域子育て部
保育運営課 企画係
船橋市湊町2丁目10番25号
TEL : 047-436-2410
E-mail : hoiku-kanri@city.funabashi.lg.jp

募 集 概 要

— 募集事業 —

令和9年4月に小規模保育事業A型を開設するために補助金※を活用する事業

※詳細は、資料2「船橋市における小規模保育事業A型の施設整備及び運営等に関する補助金（令和8年4月15日現在）」をご確認ください。

— 応募スケジュールについて —

事前相談（必須）：令和8年6月12日まで

書類提出：令和8年6月15日～6月26日

— 募集地域 —

募集対象地域は下記のとおり設定しています。詳細についてはP.5「2. 募集地域及び募集件数について」をご確認ください（市街化調整区域及び市外は除く）。

新船橋・塚田駅周辺

船橋駅周辺

西船橋駅周辺

前原駅周辺

目次

1. 募集の概要	P.3
2. 募集地域及び募集件数について	P.5
3. 物件の賃借及び位置等について	P.6
4. 施設の設計及び留意事項	P.6
5. 応募手続き	P.8
6. 選考の方法	P.10
7. 施設整備及び運営に関する補助金	P.11
8. 資金計画	P.12
9. 施設整備に関する入札及び契約	P.12
10. 子ども・子育て支援法に基づく確認手続き及び運営開始後の会計処理等	P.12
11. 注意事項	P.13

添付資料

- 資料1 「応募資格について」
- 資料2 「船橋市における小規模保育事業A型の施設整備及び運営等に関する補助金（令和8年4月15日現在）」
- 資料3 「資金計画について」
- 資料4 「家庭的保育事業等の連携施設の確保及び運用等に関するガイドライン」
- 資料5 「検査済証の無い建築物を活用した保育所等の整備について」
- 資料6 「屋外遊戯場に代わるべき場所（代替地）の設定について」
- 資料7 「調理業務の委託に関する取扱いについて」
- 資料8 「船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」
- 資料9 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」
- 資料10 「船橋市小規模保育事業の認可に関する審査基準」
- 資料11 「船橋市民間保育所等建物改修費等補助金交付要綱」
- 資料12 「船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱」
- 資料13 「補助事業による施設整備等に係る契約手続きについて」
- 別添 「募集対象範囲図」
- 別添 「幼稚園（預かり時間帯）一覧」

※要綱等については、今後、改正する場合がございます。現時点での参考としてください。

1. 募集の概要

(1) 応募事業者の要件

次の①～④の要件を満たす法人で、児童福祉法第34条の15第2項の認可を受けて小規模保育事業を設置し、自ら小規模保育事業の運営を行うことができるものであること。

- ① 法人格を有し、令和8年4月15日現在、認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業A型のいずれかを2年以上運営していること。
- ② 次のアイウのいずれの要件も満たすこと。
 - ア 申請書類提出期限までに決算書または法人税申告書等により、2期以上の運営実績が確認できること（ただし、社会福祉法人または学校法人である場合や2期以上の運営実績を持つ法人の100%子会社であるなど、2期以上の運営実績がある法人と同等の実績があると認められるものは、本要件を適用しない場合があります）。
 - イ 直近2期連続で損失を計上していないこと。
 - ウ 直近2期のいずれかの年度で債務超過となっていないこと。
- ③ 運営している施設において、直近に実施された自治体等の監査、指導監査等において、重大な文書指摘を受けていないこと。
※軽微な文書指摘を受けていた場合で、適正な改善報告がされており、かつ、今後適正に法人運営、施設運営がなされる見込みであると認められる際には、対象とする場合があります。
- ④ その他、資料1「応募資格について」の要件を満たす者。

(2) 募集対象事業

建物を賃借または自己所有して、その内装改修等により整備する小規模保育事業A型であり、船橋市内（原則）の保育所、幼稚園または認定こども園を連携施設として設定すること（応募法人自らが運営する保育所等を連携施設とすることも可とします）。

(3) 連携施設の設定について

資料9「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第6条第1項各号に掲げる事項（（1）保育内容の支援、（2）代替保育の提供、（3）卒園児の受け入れ）に係る連携協力について、連携施設を設定すること。連携施設の設定は、資料4「家庭的保育事業等の連携施設の確保及び運用等に関するガイドライン」の内容を満たすこととします。

※（1）保育内容の支援、（2）代替保育の提供については、市内外を問わず、応募法人（または関係法人）が運営する施設等から連携協力を受けられる場合は、当該施設等を連携施設として設定することも可とします。

※（3）卒園児の受け入れについては、船橋市内の施設を連携施設として設定することを原則としますが、資料4「家庭的保育事業等の連携施設の確保及び運用等に関するガイドライン」の内容を満たせる場合は、市外の幼稚園または認定こども園（1号部分）を連携施設として設定することも可とします。

また、（3）卒園児の受け入れについては、応募申請時に設定できていなくても、応募を受け付ける場合があります。この場合、市と協議のうえ、開設時までに設定するよ

う努めることを条件とします。仮に、開設時までには連携施設を設定できなかった場合、公定価格上の減算措置が取られます。

※複数の連携施設の設定により、すべての連携項目を確保することも可とします。

(4) 応募諸条件

次の①～⑥のほか、本募集要項に記載する要件を満たすもの。

- ① 令和8年度中に補助対象とする施設整備に着手し、令和9年4月1日までに開設できること（今後建設予定や現在建設中の建物の活用もご検討ください。ただし、新たに建物の建設を伴う計画については、原則として令和9年2月末までに検査済証の交付を確認できることとします）。

※応募事業者都合に起因する工期の遅れなどによる開設時期の遅れは認められません。

※やむを得ない事情と認める場合を除き、開設時期に遅れが生じた場合、補助金の全部または一部が補助対象外となる可能性がありますので、事業計画等は、十分な検討と周知な準備をお願いします。

- ② 定員は原則15人以上19人以下とし、1歳児及び2歳児の定員を設定すること（0歳児の定員の設定は任意とし、設定する場合は3名以下とすること）。

※0歳児の定員設定をする計画の場合、開所後0歳児の入所がなかった場合等に、面積基準上、1・2歳児の受け入れを一時的に増やす検討ができる施設設計にするよう努めること。

- ③ 開園時間については次のとおりとすること。

7:00～19:00を含む12時間以上（月～土）とすること。

※土曜日に限り、11時間の開園時間とすることも可とします。

※利用するこどもがいない等の理由で土曜日を閉所する場合、公定価格上の減算措置が取られます。

※連携施設（卒園児の受け入れについての連携協力先）も1日あたり少なくとも10時間以上かつ年間概ね230日以上教育または保育の提供が可能であることとします。

※休園日は日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日まで）のみとすること。なお、休日保育を実施する計画については、内定後、協議が必要になります。

- ④ 本募集において応募し内定を受けた事業者が、自ら小規模保育所を運営することとし、施設の管理運営業務及び保育事業を第三者に委託することは認めません。また、施設長のほか、公定価格の算定に係る保育士数については、すべて直接雇用により確保することを条件とします。

※系列園等や本部付けの応援職員により配置基準を満たす運用や、当該施設の職員を応援職員として派遣し、系列園等の公定価格の算定に係る保育士数に見込むことは認めません。また、「保育所等におけるスポットワーク（いわゆるスキマバイト）により採用された保育士の取扱いについて」（令和7年2月14日付けこ成保第131号）についても、当該技術的助言の通り、スポットワークにより採用された保育士を最低基準上の保育士定数の一部に充てることは認めません。

- ⑤ 保育士の配置について、資料9「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第29条第2項に定める保育士数は、原則常勤の専任の保育士によって満たすこと

とし資料10「船橋市小規模保育事業に関する審査基準」第5条第2項に記載のある「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について」（令和3年3月19日付け子発0319第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）及び「保育所等における勤務時間短縮保育士の定義及び取扱いについて」（令和6年6月25日付け成保発666こども家庭庁成育局長通知）については、原則適用を認めません。

- ⑥ 給食は原則、自園調理（事業所内の調理設備を用いて調理すること）とすること。ただし、下記の基準を満たす場合、連携施設から搬入することができます。その場合においても加熱・保存等の調理機能を有する設備を備えてください。なお、調理業務を委託する場合は、資料7「調理業務の委託に関する取扱いについて」に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が小規模保育事業を行う者にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
 - イ 小規模保育事業又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
 - ウ 調理業務の受託者を、家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
 - エ 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
 - オ 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供しよう努めること。

2. 募集地域及び募集件数について

募集対象地域及び募集件数については、下記のとおりとします。（市外及び市街化調整区域は除く。）※詳細は、別添「募集対象範囲図」を必ずご確認ください。

対象範囲	募集件数
<p>●以下の対象駅から 直線距離で概ね500m圏内</p> <p>①新船橋駅・塚田駅周辺</p> <p>②船橋駅周辺</p> <p>③西船橋駅周辺</p> <p>④前原駅周辺</p>	<p>①～④のうち4件程度</p> <p>※応募状況によっては、1つの対象範囲に複数の計画を採択する場合があります。</p>

※連携施設については、対象範囲外に位置していても可とします。

※計画地が地区計画区域に該当する場合は、該当地区の運用方針をご確認のうえ、予め都市計画課に必要となる手続き等をお問い合わせください。

3. 物件の賃借及び位置等について

(1) 賃借権の登記又は賃貸借契約期間

建物の賃借については、敷地及び建物に抵当権等の制限がついていないことが望ましく、原則として、賃借権を設定し登記できることとします。ただし、貸主が地方住宅供給公社又はこれに準ずる法人、地域における基幹的交通事業者等信用力が高い経営主体であると市長が認めた場合や、建物の賃貸借契約期間を開設から10年以上とする場合は賃借権の登記を行わないことができます。なお、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する定期建物賃貸借契約については、施設整備に係る補助金の交付対象外となりますので、ご注意ください。

※貸主との賃貸借契約及び貸付確約においては、応募書類「第10号様式 - 2 建物貸付確約書」の裏面に記載されている【建物貸付確約書の作成にあたっての注意事項】の内容を双方よく確認の上、締結すること。

(2) 応募物件の位置について

- ア 応募物件の敷地については、原則として、幅員6m以上（6mに満たない場合は、4. 施設の設計及び留意事項の②を満たすこと）の公道に4m以上の幅で接道していることとします。なお、路地上の部分だけで公道に接する土地（いわゆる旗竿地）に関する取扱いなど、千葉県建築基準法施行条例（昭和36年千葉県条例第39号）に別に定めがある場合は、それについても満たすこととします。
- イ 応募物件の敷地については、敷地外に出ることができる二方向の避難路を確保するなど、十分な避難路を確保してください。
- ウ 応募物件が地区計画区域に位置する場合、当該地区計画の内容によっては、応募を受付けできないことがあります。

4. 施設の設計及び留意事項

- ① 園児等の安全確保のため、出入口への飛び出し防止や視距の確保については十分に注意すること。また、停止線や一時停止表示による案内や、ミラー等を設置する等して駐車場出入口についても安全確保に努めること。また、子どもの抜け出し防止や転落防止のため、隣地との境界線には、フェンスを設けるよう努めること。

高さ: 子どもが乗り越えられない高さ（150cm以上が目安）

隙間: 子どもの頭や体が挟まらないような隙間（11cm以下が目安）

構造: 登りづらい素材、倒壊しにくい強度（ブロック塀の制限など）

- ② 接道道路の幅員が6mに満たない場合は、壁面位置（建築物の外壁）を道路中心線から3m以上後退すること。（道路からの後退部分について、市に寄付を行う場合は、船橋市道路計画課の指導に基づく施工を行うこと。）なお、道路からの後退部分については柵や塀を設置しないこと。
※既存の建物を活用する計画で、壁面位置の後退ができない場合は、①について特に注意し、安全対策に万全を期すこと。
- ③ 屋外遊戯場に代わるべき場所（以下、「屋外遊戯場代替地」という）について
- ア 屋外遊戯場を同一敷地内に確保できない場合は、第14号様式「屋外遊戯場に代わるべき場所（代替地）の設定予定書」を作成すること。
なお、第14号様式「屋外遊戯場に代わるべき場所の設定予定書」の作成にあつては、資料6「屋外遊戯場に代わるべき場所（屋外遊戯場代替地）の設定について」を確認すること。
※屋外遊戯場代替地を設定する場合は、運営開始後、他の利用者と譲り合いながら利用し、利用者が増えてきた場合は、利用範囲の変更や、利用を中止する等、一般利用者の利用を制限することにならないよう、努めること。
- イ 屋外遊戯場代替地を設定する場合であっても、保育園の敷地内に水遊びができる環境を確保するよう努めること。
- ④ 駐輪場については原則必須とし、駐車場についても可能な限り整備するよう努めること。
- ⑤ 近隣への配慮について
- ア 施設内部の音や声について、周辺環境への影響を最小限とするよう、開口部の位置やサッシに複層ガラスを用いる等の対策を行う他、室外機等の位置や向きには特に注意し、必要に応じて囲いをつける等の対策を行うこと。
- イ 調理室やゴミ捨て場からの臭気についても、周辺環境への影響を十分に考慮し、排気口やゴミ処理スペースの位置や向きについても注意し、必要な対策を行うこと。
- ⑥ 緑地について
500㎡以上の土地に新たに建物を建てる計画については、船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例に基づき、用途地域に応じて一定割合の緑地を設ける必要があるため、あらかじめ船橋市公園緑地課に確認の上、必要な緑地面積の確保を計画すること。
なお、緑地は園庭面積に算入できないため注意すること。
- ⑦ 検査済証の無い建築物について
検査済証の無い建築物を活用する場合には、資料5「検査済証の無い建築物を活用した保育所等の整備について」を参照すること。
- ⑧ 内定後の各課との協議において想定される意見について
設置運営事業者として内定された後に船橋市の各所管課と直接協議を行ってもらいます。想定される内容のうち、施設の設計に関わるものの一部を以下の通り記載します。
- ア 道路計画課
- ・資材等の搬出入経路について協議すること。
 - ・区域が接する市道との境界確認について協議すること。
 - ・区域が接する市道の道路整備について協議すること。
- イ 都市整備課
- ・施設運営に必要な台数分の駐輪場を設置すること。

ウ 環境保全課

- ・騒音、振動に係る法令及び船橋市環境保全条例（騒音・振動）に係る特定施設（原動機の定格出力が3.75Kw以上の送風機や圧縮機（原動機の定格出力による規定あり）等）を設置する場合は設置工事の開示日の30日前までに届出すること。
 - ・工事にあたっては、騒音・振動・粉じんに配慮した工法手法とすること。
 - ・特定建設作業の施行については作業開始の日の7日前までに実施の届出書を提出すること。
 - ・給水については、地盤沈下防止のため原則として公営水道を使用し地下水を使用しないこと。ただし、地下水に代えて他に水源を確保することが著しく困難な場合は市と協議すること。
- ⑨ 保育室の面積等、施設の設備については、資料8「船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、資料9「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」、資料10「船橋市小規模保育事業の認可に関する審査基準」を参考としてください。

5. 応募手続き

(1) 応募書類提出

① 事前相談

令和8年6月12日（金）

上記期限までに別添「事前相談書」を作成の上、必ず事前相談を行ってください。

※閉庁日：土曜日・日曜日・祝休日

※検討物件等がありましたら、お早目にご連絡ください。

② 応募書類提出期間

期間：令和8年6月15日（月）～令和8年6月26日（金） ※開庁日のみ

時間：午前9時から午後5時まで

場所：船橋市役所 保育運営課

※前日（開庁日の午後5時）までに電話連絡の上、応募法人が直接持参してください。郵送は不可とします。提出期間を過ぎたものは受理しませんのでご注意ください。

③ 提出書類

I：計画に関する資料 正本1部・副本1部（正本のコピー可）の合計2部

※応募書類の内容等を確認後、後日、副本を上記に加え、6部提出していただきます。

II：決算に関する資料 正本1部・副本3部（正本のコピー可）の合計4部

詳しくは、別添「船橋市小規模保育事業A型設置運営事業者応募申請書類一覧表（令和8年度整備）」をご覧ください。なお、記載された書類以外についても必要に応じて追加で書類の提出を求めることがあります。

また、記入書類の文字サイズが読みやすいものになるよう、留意してください。

内定後の計画の変更は原則として認めませんが、保育内容の充実やサービスの向上につながるもの、または、施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、本市と協議の上認める場合があります。

(2) 質疑応答

① 質問受付期間

令和8年6月12日(金)午後5時まで

※閉庁日：土曜日・日曜日・祝休日

② 質問方法

別添「質問書」に記入の上、原則として電子メールにより提出してください。メール環境が無い場合はFAXによることとします。

※いずれの場合も、質問を送信した旨、必ず電話連絡をしてください。

③ 回答方法

回答はホームページに随時掲載します。(原則として、毎週金曜日までにあった質問に対し、翌水曜日の午後5時までに回答を掲載することとしますが、質問の内容によっては、回答に日数を要することがありますので、質問がある場合は早めに質問書を提出してください。)

(3) 提出書類及び作成にあたっての留意事項

① 別添「船橋市小規模保育事業A型設置運営事業者応募申請書類一覧表(令和8年度整備)」の【書類作成における注意事項】を確認の上、定められた提出期間内に提出してください。

② 原則、締め切り後の追加提出は認めません(市が提出を求めた場合を除く)。

(4) スケジュール概要(予定)

	項目	時期
R 8 年	事前相談(必須)	～6月12日
	書類提出(事業者⇒市)	6月15日～6月26日
	現地確認・書類審査(市)	7月上旬～7月中旬
	事業者選定委員会(市)	7月下旬～8月中旬
	事業者内定(市)	8月中旬～8月下旬
	各所管課協議・ 事前協議書提出(事業者⇒市)	9月上旬～10月下旬
	広報ふなばしへの 入所案内(市)	11月
	入札準備・入札・契約 (事業者)	10月上旬～11月下旬
	補助対象区分工事着手 (事業者)	11月下旬～12月中旬
	入所希望者向け説明会 (事業者)	適宜

	認可申請手続き（事業者⇒市）	12月中旬～（令和9年）3月上旬
R 9 年	工事完了（事業者）	2月下旬
	開設	4月1日

※事業者内定後のスケジュールは、整備案件の内容等により異なりますので、市の指示に従っていただきます。

6. 選考の方法

応募書類ならびに応募者によるプレゼンテーションおよび応募者へのヒアリングの内容について、外部の学識経験者等で構成する「船橋市民間認可保育所等設置及び運営事業者選定委員会（以下「選定委員会）」において評価を行います。その結果を市長に報告した後、市長が小規模保育事業所設置・運営事業者を決定します。評価基準（選定委員会が評価する項目）は、次に掲げる事項です。

審査項目
動機・理念
職員体制
保育内容について
運営について
運営実績・知識・経験
連携施設との連携内容等について （保育内容の支援、代替保育の提供について）
特別な配慮を必要とする児童について
施設整備等
立地
財務状況・資金計画

※選定委員会による審査は、応募事業者が市の補助金を活用し、設置運営主体となる事業者の選定を目的とするものです。選定委員会における審査では、各地域の待機児童数等は考慮されていません。そのため、待機児童対策としてより効果的な整備を優先する場合など、他の整備計画との調整のため、選定委員会の選定結果と市長が設置運営事業者として内定する事業者が一致しないことがあります。

① 設置運営事業者の内定

ア 選定委員会及び市による審査の結果、事業計画が適切で、補助事業としての有効性、数量的・地域的な必要性等が認められる場合は、設置運営事業者として内定します。

※以下の場合、設置運営事業者として内定しないことがあります。

- ・近接した地域（同エリア内）において複数の応募があった場合

- ・本募集にかかわらず、別に募集している保育所等の整備事業等の他の計画の状況等により、補助事業としての有効性、数量的・地域的な必要性が高いと認められない場合
 - ・募集対象範囲内であっても、既存施設の配置状況や、児童の受入状況等により整備の必要性が認められない場合
- イ 設置運営事業者として内定した事業者（以下「内定者」）がその地位を辞退した場合や何らかの事情で内定者の地位が取り消された場合は、内定者とならなかった応募事業者の中から追加で設置運営事業者を内定することがあります。
- ウ 本募集要項に基づく設置運営事業者の内定は、令和8年度船橋市一般会計予算における小規模保育事業施設整備費補助金の予算額の範囲で行います。

② 内定の公表及び通知

審査の結果については、速やかに全応募事業者に対し通知するとともに、内定者については、本市のホームページにて下記内容を公表します。

- ア 法人名
- イ 定員
- ウ 計画地（町丁目まで）

③ 申請書類の取扱い

提出された書類は、返却しません。また、公文書開示請求の対象となり、事業者の正当な利益を害するおそれがある情報や個人情報などの不開示情報を除き、原則として開示の対象となります。

7. 施設整備及び運営に関する補助金

船橋市では、小規模保育事業の施設整備及び運営等に関する各種補助制度を設けています。

各種補助金詳細については、資料2「船橋市における小規模保育事業A型の施設整備及び運営等に関する補助金（令和8年4月15日現在）」を参照してください。

※本募集要項に基づき内定を受けた設置運営事業者による小規模保育事業所整備事業に対する補助金の交付は、本募集要項および添付資料の記載にかかわらず、令和8年度船橋市一般会計予算における小規模保育事業施設整備費補助金の予算額の範囲で行います。そのため、補助額が減額となる場合や、整備・開設時期の変更を要請する場合、内定を取り消す場合があります。また、各補助制度の内容は、国の制度変更や市の施策の変更等に伴い、今後、予告なく変更や廃止等の見直しを行う場合があります。変更があった場合には、随時ホームページでお知らせいたします。

8. 資金計画

- ① 資金計画については、小規模保育事業を安定的かつ継続的に健全な運営を行っていただく観点から、応募者の財務状況と合わせて、評価しますので、適正且つ無理のない資金計画としてください。
- ② 設置運営事業者として内定された場合は、提出された資金計画を遵守していただくこととなります。後日、提出された資金計画からの大幅な乖離が認められるなど、評価結果に影響が生じたときは、設置運営事業者としての内定を取り消すことがありますので、過大な収入額、過少な支出額を見込まないよう、現実的に即して適正に計画してください。
- ③ 資料1「応募資格について」(4)に規定する資産要件として求める資金については、自己資金(残高証明書で確認可能な現金・預金及び予定する寄付金)により確保していただくこととなります。

9. 施設整備に関する入札及び契約

※詳細は資料13「補助事業による施設整備等に係る契約手続きについて」を確認すること。

地方公共団体以外の者が補助事業により社会福祉施設等を整備する場合の契約手続きについては、その公正性及び透明性の確保に努めなければなりません。よって、応募に関する施設設計を行った設計会社は補助対象事業に関する入札に参加することはできません。また、補助金の交付の条件として、「事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。」とされています。

10. 子ども・子育て支援法に基づく確認手続き及び運営開始後の会計処理等

- ① 確認手続き
小規模保育事業の運営を行うにあたって、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく市の確認を受け、特定教育・保育施設の運営に関する基準を満たす必要があります。設置運営事業者として内定された事業者については、認可の手続きと並行してこれらの手続きを進めていただきます。
※内定者は運営に関して、市の意見を積極的に聞き入れ、その実施を検討することとします。
- ② 運営開始後の会計処理等
社会福祉法人及び学校法人以外の法人が小規模保育事業の認可を受ける場合、以下の条件を付すこととします。
 1. 「船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」(令和5年船橋市条例第12号)第3条の規定によりその例によることとされる「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第61号)を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
 2. 「船橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」(令和5年船橋市条例第11号)第3条の規定によりその例によることとされる

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第50条により準用された同内閣府令第33条に基づき、収支計算書又は損益計算書において、小規模保育事業を経営する事業に係る区分を設け、その他の事業の会計と区分すること。

3. 小規模保育事業の実施にあたっては、次に掲げる書類を作成すること。
なお、複数の小規模保育事業を経営する場合は、事業ごとに当該書類を作成するものとし、
 - ア 「家庭的保育事業等の認可等について」（平成26年12月12日雇児発1212第6号）別紙1の借入金明細書
 - イ 別紙2の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書
 - ウ 企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）
4. 上記2、3で作成する書類とは別に、市の毎会計年度終了後3ヶ月以内（毎年6月30日まで）に、次に掲げる書類その他市長が必要と認める書類に、小規模保育事業を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に対して提出すること。
 - ア 前会計年度末における貸借対照表
 - イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書
 - ウ 企業会計の基準により会計処理を行っている者は、小規模保育事業を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、「船橋市小規模保育事業の認可に関する審査基準」別紙1の借入金明細書、別紙2の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

1 1. 注意事項

(1) 応募にあたって

- ① 応募書類の提出をもって、本募集要項（資料を含む）の記載内容及び条件をすべて承諾したものとみなします。
従って、疑問等がある場合は質問の受付期間内にお問い合わせください。
- ② 応募法人及びその関係者からの応募書類・計画内容の優劣等を質問する等の個別相談、審査内容に係る問い合わせは、今後の審査の公平性を期するため、審査の事前・事後とも受け付けません。また、各整備計画の応募法人以外の者からの当該計画の問い合わせには応じられません。
- ③ 誤字脱字等の修正を除き、原則として提出された資料の内容の変更は認めません。ただし、市が必要と認めたときには、追加・補正資料の提出、内容の再説明等を求める場合があります。
- ④ 応募に係る一切の経費は、結果にかかわらず応募法人の負担とします。提出された書類は返却しません。
また、建築確認申請を含めた施設整備に係る費用及び職員の研修費用等、開設前の法人の運営に係る費用は全て応募法人の負担とします。
- ⑤ 施設名称について、同一または類似する名称の幼稚園、保育所等がないことを条件とします。なお、船橋市の既存施設と混同するような名称であると市が判断した場合は、名称を変更していただく場合があります。

- ⑥ 次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。
 - ア 応募書類等が提出期限に遅れて提出された場合（ただし本市が必要に応じて追加提出を求めた場合は除きます）
 - イ 応募書類等が本募集要項に記載の要求基準を満たさない場合
 - ウ 応募書類等に虚偽の記載があった場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - オ 本市が必要に応じ提出を求めた書類等の提出を正当な理由なく拒んだ場合
 - カ その他、関係法令及び本要項に違反すると認められる場合
- ⑦ 施設長については、開設後3年間は、やむを得ない場合を除き、施設の円滑な運営及び保護者や近隣住民との関係構築の観点から、変更をしないよう努めてください。
- ⑧ 財務に係る審査を行うに当たり、必要に応じて関係機関（官公庁・金融機関等）へ照会を行うことがあり、当該照会に関する同意書の提出を求めた場合は、正当な理由がある場合を除き、原則として応じていただきます。
- ⑨ 他の法人からの贈与を見込む場合や法人財産の取り崩しを行う場合等は、当該法人・所轄庁の証明・許可等を受ける等、必要な手続きを行ってください。
- ⑩ 法人の本部及び現在経営している施設等の現地確認を行う場合がありますので、市が求めた場合には応じていただきます。
- ⑪ 施設整備につき、地元町会・自治会、テナントビルの所有者、近隣住民等に対し、必ず応募前に整備計画の説明を行い、別添「船橋市小規模保育事業A型設置運営事業者応募申請書類一覧表（令和8年度整備）」中の「8土地、建物及び近隣説明の関係」に掲げる各書類を提出してください。内定者として決定された後についても同様の説明を行い、加えて、近隣保育施設への説明を行ってください。なお、内定者として決定されなかった場合は、事前説明を行った相手方に対して、その旨の説明を行ってください。
- ⑫ 本募集要項の記載内容については、国及び船橋市の制度改正に伴い変更する場合があります。正当な理由がある場合を除き、原則として応じて頂きます。
- ⑬ 本募集要項に定めのない事項又は疑義が生じた際は、船橋市と協議し定めることとします。

（2）内定の取り消しについて

次のいずれかの場合は、本募集要項に基づく小規模保育事業A型設置運営事業者としての内定を取り消す場合があります。なお、この場合、船橋市は、内定者が既に要した費用の弁済及び取り消しに伴い発生した損失の補償について、一切責任を負いません。

- ① 急激な財務状況の悪化や、運営施設の閉園が相次ぐ場合、開設に向けた十分な財務状況足りえないと判断された場合。
- ② 提出書類に記載された事項に虚偽もしくは重大な違背行為があると認められた場合。
- ③ 船橋市が定めるスケジュール、手続きに従わず、本募集要項に基づく小規模保育事業所の開設を行えないと判断された場合。

（3）その他

- ① 小規模保育事業の設置認可後に、船橋市が運営・保育内容・会計処理等について指導を実施した場合には、その指導に従っていただきます。

- ② 内定者は、原則として辞退できません。ただし、船橋市がやむを得ないと認めた場合は、この限りではありません。
- ③ 内定者は、開設当初から設定した定員数を入所させるよう努めてください。ただし、船橋市が定員数どおりの入所を保証するものではありません。
- ④ 建設工事（内装工事）中に近隣住民等から、工事や施設の設置について苦情等が寄せられた場合、十分な説明と丁寧な対応をするよう努めてください。
- ⑤ 開設後は苦情の適切な解決に向けた第三者委員（「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日付け障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号）参照）を設置し、民生委員に依頼する場合には内定後、地域福祉課に事前相談してください。
- ⑥ 不測の事態により本募集事業の実施が困難となった場合、募集を中止することがあります。